

成田市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業実施要綱

1. 事業の目的

成田市国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業（以下「本事業」という。）は、成田市が創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実であること等の確認を行うこと等により、国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第16条の6第1項に規定する創業外国人上陸審査基準を満たす外国人の上陸を可能とし、市内における外国人による創業活動を促進することを目的とするものです。

2. 本事業の対象者

成田市内で新たに事業を始める外国人の方
（当該創業活動に係る事業に係る事業所を上陸後6カ月以内に市内に設置する見込みがあり、かつ、当該事業の全部又は一部が市内で行われるものである必要があります。）

※現在、既に他の在留資格で日本に在留されている外国人の方は、利用できません。

3. 本事業の流れ

(1) 創業活動確認の申請

ア 提出書類

成田市において、創業活動の確認を行います。

確認に当たっては、次の書類を提出していただきます。

<申請時の提出書類>

- ① 創業活動確認申請書（別記第1号様式）
- ② 創業活動計画書（別記第2号様式）
- ③ 創業活動の工程表（別記第3号様式）
- ④ 申請者の履歴書（別記第4号様式）
- ⑤ 誓約書（別記第5号様式）
- ⑥ 申請者の上陸後6月間の住居を明らかにする書類（例：賃貸借契約書の写し等）
- ⑦ 申請者の旅券の写し
- ⑧ その他必要書類（例：預貯金通帳の写し、現金預貯金残高が分かる

書類等)

※ ①～⑤の様式は、次の成田市のホームページよりダウンロードできます。

【ホームページリンク】

https://www.city.narita.chiba.jp/shisei/page003600_00004.html

【ホームページQRコード】



イ 提出方法

申請時の提出書類は、次のいずれかに該当する方が提出先へ持参してください。

<持参いただける方>

- ① 申請者本人
- ② 外国人の円滑な受入れを図ることを目的とする公益社団法人又は公益財団法人の職員で、地方出入国在留管理局長が適当と認めるもの
- ③ 弁護士又は行政書士で、所属する弁護士会又は行政書士会を經由してその所在地を管轄する地方出入国在留管理局長に届け出た者。ただし、申請者本人が国外にいる場合は、本邦の事業所の設置について、申請者本人から委託を受けている者（法人である場合にあっては、その職員）であること。

※ ②及び③の方が持参する場合、当該外国人との関係がわかる資料及びその立場にあることを証する資料を提出してください。

【提出先】

成田市企画政策部国家戦略特区推進課（成田市役所本庁舎3階）

住所：〒286-8585 千葉県成田市花崎町760

電話：0476-20-1506

E-mail：tokku@city.narita.chiba.jp

受付時間：8時30分～17時15分（平日のみ）

ウ 創業活動計画の確認

成田市において、申請のあった創業活動が、国家戦略特別区域法施

行令（平成26年政令第99号。以下「施行令」という。）第22条第1号イから二に定める各要件に該当することを、事業の経営に関し識見を有する者の意見を聴いた上で確認を行います。

例えば、当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであるか、当該創業活動に係る事業計画が適正かつ確実なものであるか等について、中小企業診断士等の意見を聴いた上で審査し、確認を行います。

創業活動計画には、事業の種類及び内容、事業開始までの具体的な計画、創業活動を行うために必要な資金の額及びその調達方法等の記載が必要ですので、各様式に従って作成してください。

なお、申請者が、成田市暴力団排除条例（平成24年条例第39号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）であることが判明した場合には、申請を受け付けることができません。また、申請受理後に判明した場合は、その効果を遡って取り消します。

(2) 創業活動確認証明書の交付

市長は、創業活動確認の申請が適切で、当該創業活動が施行令第22条第1号イから二までに規定する要件（以下「当該要件」という。）を全て満たしていると認められるときは、申請者に創業活動確認証明書（別記第6号様式）を交付します。

【交付場所】

成田市企画政策部国家戦略特区推進課（成田市役所本庁舎3階）

住所：〒286-8585 千葉県成田市花崎町760

なお、申請に不備があるとき又は当該要件の全部若しくは一部を満たしていないと認められるときは、市長は、創業活動確認結果通知書（別記第7号様式）の交付又は郵送により、創業活動確認証明書の発行に至らなかったことを通知します。

(3) 在留資格認定証明書の交付申請・在留期間の決定

創業活動確認証明書の交付を受けた方は、創業活動確認証明書の有効期間である3カ月以内に、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署で在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。

(4) 創業活動の展開

在留資格「経営・管理」の決定を受けた方は、本邦上陸後5日以内に上陸報告書（別記第8号様式）を成田市に提出し、6カ月の在留期間中に、創業活動を行ってください。

また、活動期間中、創業活動計画の進捗状況について、少なくとも2カ月に1回、本市との面談をしていただきます。その際、創業活動計画の実施状況が明らかになる書類（*）について、提出を求める場合があります。

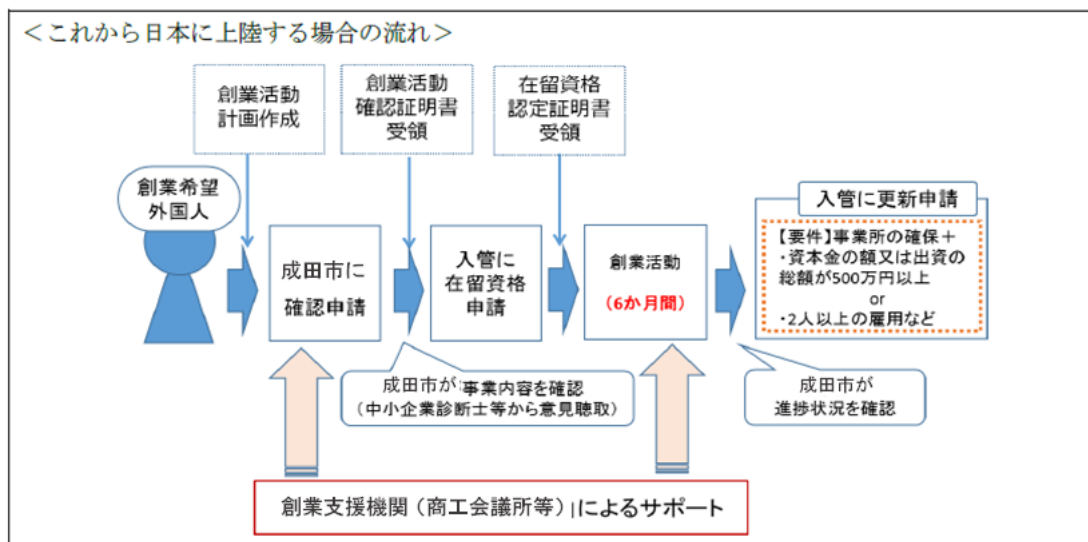
（*）例：事務所の賃借や従業員の雇用に係る契約書、取引先との契約書、本人の預貯金通帳等

(5) 在留期間の更新

上陸後6カ月を超えて引き続き本邦に在留し、事業の経営を行う場合には、住居地を管轄する地方出入国在留管理官署において在留期間の更新に係る手続きを行ってください。

なお、6カ月の在留期間中、創業活動の継続が困難となった場合や、「経営・管理」の在留期間の更新等が認められなかった場合には、本国に帰国していただくことになります。帰国旅費（本国までの片道航空券相当）については、事業資金とは別に確保してください。

<一連の流れ>



4. 申請内容の変更

成田市へ創業活動確認を申請した後、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに提出先まで次の書類を提出してください。

<提出書類>

- ① 変更届出書（別記第9号様式）
- ② 変更事項を確認できる書類（例：確認申請時に提出した資料の最新版）
<参考：創業活動確認の申請後に申請内容に変更が生じるケース（例）>
 - ・申請者の日本国内における住居、連絡先等が変わったとき

5. 創業活動確認の取消

創業活動確認証明書の交付を受けた方が、証明書を発行された日から在留資格「経営・管理」の更新手続を終えるまでの間に、次のいずれかに該当した場合、証明書の発行を取り消すことがあります。

- ① 虚偽の申請その他不正の行為又は不実の記載のある文書の提出等により当該創業活動確認を受けたことが判明したとき。
- ② 申請者が暴力団員等であることが判明したとき。
- ③ 創業活動計画の進捗状況の確認等を行う際、正当な理由なく説明、文書の提出その他必要な対応に係る成田市の求めに応じないとき。

なお、創業活動確認を取り消された場合は、創業活動確認取消通知書（別記第10号様式）を送付しますので、直ちに交付された証明書を返還してください。